

三好市「生涯活躍のまちづくり」構想のための官民検討会設置要綱

(設置)

第1条 三好市の実情に即した生涯活躍のまち構想の実現に必要な事項を検討するため、三好市「生涯活躍のまちづくり」構想のための官民検討会（以下「官民検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 官民検討会は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 三好市における生涯活躍のまち構想にかかるコンセプトや基本的な方向性に関すること。
- (2) 三好市における生涯活躍のまち構想に基づく基本計画や事業推進に関すること。

(組織)

第3条 官民検討会の委員は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月17日から平成29年3月16日までとする。

(座長)

第5条 官民検討会に、座長を置き、互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

(会議)

第6条 官民検討会は、座長がその議長となる。

- 2 座長が欠席となるときは、座長の指名により議長を決定する。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 官民検討会の庶務は、総務部秘書人事課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、官民検討会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

(別表)

(50音順、敬称略)

氏名	所属等	備考
明石 学	阿波銀行営業推進部経営役	
受田 浩之	高知大学副学長	
神尾 文彦	株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング部長	
佐藤 幸好	公益社団法人徳島県建築士会長	
住友 正幸	徳島県立三好病院長	
新居 政昭	三好市副市長	